

平成 2 3 年度

— 第 1 8 回（定例・臨時） —

教育委員会会議録

開 会	平成 2 4 年 3 月 1 6 日	午前 午後	2 時 3 0 分			
閉 会	平成 2 4 年 3 月 1 6 日	午前 午後	3 時 5 0 分			
会 議 場 所	教育委員室					
委 員 出 欠	平田 静太郎	出	藤岡 庄司	出	松村 佳子	出
	花山院 弘匡	出	佐藤 進	出	富岡 将人	出
議 事 録 署 名	教 育 委 員 長					
委 員	教育委員長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 人事について（事務局関係）（秘密会）</p> <p>議決事項 2 人事について（学校関係）（秘密会）</p> <p>議決事項 3 平成 2 3 年度奈良県指定文化財の指定等について</p> <p>報告事項 1 平成 2 3 監査年度第 2 回監査結果報告書について</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>承 認</p>
<p>○委員長 「議決事項 1 及び 2 の『人事について』は、人事に関するものであることから、秘密会において審議すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p>※ 各委員一致で可決</p>	<p>可 決</p>
<p>議決事項 3 平成 2 3 年度奈良県指定文化財の指定等について</p>	
<p>○委員長 「議決事項 3 について説明願います。」</p> <p>○教育長 「奈良県文化財保護条例に基づき、奈良県文化財保護審議会から県文化財指定等の答申を受けましたので、県指定文化財としての指定、追加指定及び名称変更について、文化財保存課長より説明します。」</p> <p>○文化財保存課長 ……資料に基づき報告……</p> <p>○委員長 「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」</p> <p>○平田委員 「奈良県指定文化財指定とあるが、これは一般的に県指定文化財と呼ばれるもののことか。」</p> <p>○教育長 「そのとおりである。」</p> <p>○花山院委員 「石神古墳の所有者は株式会社奈良ロイヤルゴルフクラブとあるが、これはゴルフ場の中にあるのか、それとも所有者がゴルフクラブということなのか。」</p> <p>○文化財保存課長 「所在地がゴルフ場の敷地の中にある古墳である。しかし、ゴルフコースの中にあるわけではなく、ゴルフ場開発の時に発見された古墳である。石室等の管理は所有者のゴルフ場が行っている。」</p>	

議案及び議事内容	結果
<p>○松村委員 「下市町新住のオカリヤは、代々この地区の人たちが行ってきた無形民俗文化財ということになるのか。また、県指定の民俗文化財に指定されることで、地元では続けていかねばならなくなるのか。」</p>	
<p>○文化財保存課長「無形民俗文化財であり、今まで引き継がれてきたものである。このような文化財を指定させて頂いた後、基本的には続けてくださいということになるが、指定することでこの無形民俗文化財として記録に残していきたいと考えている。」</p>	
<p>○松村委員 「県指定文化財に指定することで、地元に対して実施を無理強いをすることにはならないのか。」</p>	
<p>○文化財保存課長「地元伝わっている行事を残してもらいたいという意図で指定を考えているが、行事の実施を無理強いするものではない。」</p>	
<p>○花山院委員「どちらかといえば残して頂くという意味で指定するのであろう。」</p>	
<p>○藤岡委員 「県指定の文化財は、絵画37件、彫刻99件とかなりの件数があるが、これらを一堂に会する展示会を催物として開催できたらいいのではないか。寒い冬の時期に開催して地域振興を図るのはどうか。」</p>	
<p>○文化財保存課長「奈良県教育委員会として11月3日を奈良県文化財の日として定めてもらっている。取組の一つとして、県指定文化財に新規に指定された文化財を認識してもらう機会を設けている。また、新指定文化財のパネル展示を県民ホールで実施している。新たな取組として、今回、吉城園の襖障子が、県立美術館に保管されていることがわかり、附（つかけたり）の追加指定候補に挙げているが、これらの襖障子絵の展示会を県立美術館で無料で実施することを予定している。県指定文化財を一堂に集めた展示会は、所有者の了解も必要なため、検討させて頂きたい。」</p>	
<p>○藤岡委員 「新指定の物件だけではなく、経費等難しい面もあろうが、以前指定</p>	

議案及び議事内容	結果
<p>された文化財を含めて一堂に会する機会を是非持ってもらいたい。京都に負けない文化財が奈良県にあることを県民や県外の方々にも知ってもらいたい。よろしくお願ひしたい。」</p> <p>○委員長 「他にご意見がないようですので、原案どおり議決してよろしいか。」</p> <p>※ 各委員一致で可決</p>	
<p>報告事項1 平成23監査年度第2回監査結果報告書について</p>	
<p>○委員長 「報告事項1について報告願ひます。」</p> <p>○教育長 「平成23監査年度 第2回監査報告が県監査委員からありましたので、その概要につきまして、企画管理室主幹より報告します。」</p> <p>○企画管理室主幹 ・ ・ ・ 資料に基づき報告 ・ ・ ・</p> <p>○委員長 「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」</p> <p>○藤岡委員 「保健体育課の県立学校体育施設開放事業にかかる予算の令達については、吉野高等学校で実施された県立学校体育施設開放事業において10月に事業を実施しているにもかかわらず、予算令達が年度末になっていたとの指摘事項があったが、この予算令達に関して説明をお願いしたい。」</p> <p>○企画管理室主幹 「予算要求を行い、予算が成立すると、予算執行にあたって各課への配当が必要になる。配当には上期、下期があり、決められた時期に保健体育課に予算が配当された後、吉野高校に予算が令達され、吉野高校が執行することになっている。」</p> <p>○教育長 「予算は、各課につくことになるが、保健体育課の予算を吉野高校で執行する場合は、令達処理のうえ執行することになる。」</p> <p>○藤岡委員 「令達の遅延とは予算を送るのが遅れたということか。」</p> <p>○教育長 「そういうことである。」</p>	

議案及び議事内容	結果
○平田委員 「これは、保健体育課の指摘事項ということか。」	
○保健体育課長「この件に関して、指摘事項となり申し訳ない。学校での事業計画を的確に把握できていなかったことが原因である。その結果、令達が遅延となってしまった。」	
○藤岡委員 「郡山高等学校の自動販売機にかかる行政財産使用許可について、自動販売機に併設されているゴミ箱の使用許可申請が提出されていないと注意事項があったが、よくここまで調べたと思う。」	
○教育長 「行政財産の目的外使用にあたり、許可が必要になる。現地での確認は、監査事務局の職員が実地監査を行っている。」	
○企画管理室主幹「再発防止に向け、平成23年4月の県立学校事務長会議で監査の指摘事項の説明をして認識してもらっている。また、監査の指摘は会計事務に係ることが多いので、夏期には会計局職員を講師に招き事務長の研修会に会計事務の研修を実施した。今後はなるべくこのようなことが起こらないように対応を実施している。」	
○松村委員 「山辺高等学校の行政財産使用許可にかかる光熱水費の徴収方法についてでは、行政財産使用許可に基づく光熱水費を歳入手続きを経ることなく現金で受領し、公費支払分と合算して債権者に支払っているとの注意事項であるが、これはどの様なことか。」	
○企画管理室主幹「支払を行政財産使用許可に基づく光熱水費と公費を一括して支払う場合は、行政財産使用許可に基づく光熱水費の歳入手続きとってから支出をするようにという注意事項である。」	
○平田委員 「実地監査は毎年実施されるのか。」	
○企画管理室主幹「事務局内は毎年実施されるが、学校は毎年ではない。」	
○委員長 「他にご意見がないようですので、原案どおり承認してよろしいか。」	
※ 各委員一致で承認	

議 案 及 び 議 事 内 容	結 果
<p>その他報告事項</p> <p>① 「平成23年度奈良県児童生徒の体力テスト」の調査結果について (保健体育課長)</p> <p>② 親子陸上教室 ～小学生と保護者が一緒に楽しめるトレーニング講習会～ 開催の様子について (保健体育課長)</p> <p>③ 運動場芝生化促進に係る調査・研究の結果概要について (教育研究所副所長)</p>	